

## SOLAS条約第三章（旅客の招集）新旧

第三章第 19 規則（旧）	第三章第 19 規則（新）
<p>2.2 旅客が 24 時間を超えて船内にあることが予定される航海に従事する船舶にあつては、<u>旅客の招集を旅客の乗船後 24 時間以内</u>に行う。 旅客は、救命胴衣の使用方法及び非常時の際にとるべき行動について指示を受ける。</p>	<p>2.2 旅客が 24 時間を超えて船内にあることが予定される航海に従事する船舶にあつては、<u>新たに乗船した旅客の招集を出港前もしくは出港後ただち</u>に行う。 旅客は、救命胴衣の使用方法及び非常時の際にとるべき行動について指示を受ける。</p>
<p>2.3 新たな旅客が乗船するときは、旅客の安全指導を出港直前又は出港直後に行う。 この指導は、この章の第 8 規則 2 及び 4 により要求される指示を含み、旅客が理解し易い 1 又は 2 以上の言語にて告知する方法で行う。告知は、船内放送装置又はその航海の間いまだ聴取したことのない旅客が聴取し得る他の同等な手段によりするものとする。 <u>当該指導は、招集が出港後直ちに行われるときは、2.2 で要求される招集に含めてすることができる。</u> 説明書、ポスター又は船内ビデオで放映されるビデオ番組は、指導の補足として用いることはできるが、告知に代わるものとして用いることはできない。</p>	<p>2.3 新たな旅客が乗船するときは、旅客の安全指導を出港直前又は出港直後に行う。 この指導は、この章の第 8 規則 2 及び 4 により要求される指示を含み、旅客が理解し易い 1 又は 2 以上の言語にて告知する方法で行う。告知は、船内放送装置又はその航海の間いまだ聴取したことのない旅客が聴取し得る他の同等な手段によりするものとする。 <u>当該指導は 2.2 で要求される招集に含めてすることができる。</u> 説明書、ポスター又は船内ビデオで放映されるビデオ番組は、指導の補足として用いることはできるが、告知に代わるものとして用いることはできない。</p>

SOLAS条約第三章（閉鎖区域の進入及び救助操練）新旧

第三章第19規則（旧）	第三章第19規則（新）
<p>3 操練 3.1、3.2（略）</p>	<p>3 操練 3.1、3.2（略） <u>3.3 閉鎖区域への進入または救助の責任を持つすべての乗組員は、2月に少なくとも1回の閉鎖区域の進入及び救助操練に参加する。</u></p>
<p><u>3.3 退船操練</u> <u>3.3.1～3.3.9（略）</u></p>	<p><u>3.4 退船操練</u> <u>3.4.1～3.4.9（略）</u></p>
<p><u>3.4 防火操練</u> <u>3.4.1～3.4.2（略）</u></p>	<p><u>3.5 防火操練</u> <u>3.5.1～3.5.2（略）</u></p>
	<p><u>3.6 閉鎖区域への進入及び救助操練</u> <u>3.6.1 閉鎖区域への進入及び救助操練は機関が作成した勧告を適切に考慮して計画及び実施されるべきである。</u> <u>* Revised Recommendations for entering enclosed spaces aboard ships, adopted by the Organization by resolution A.1050(27)参照</u> <u>3.6.2 閉鎖区域への進入及び救助操練には、次の事項を含む。</u> <u>.1 進入の際必要な個人保護具を点検し、使用すること。</u> <u>.2 通信装置及び手順を点検し、使用すること。</u> <u>.3 救助装置及び手順を点検し、使用すること。</u> <u>.4 応急医療及び蘇生技術の指示</u></p>
<p>4 船上における訓練及び教育 4.2 .1～.4（略）</p>	<p>4 船上における訓練及び教育 4.2 .1～.4（略） <u>.5 閉鎖区域に進入する際の危険性について機関が作成した勧告を適切に考慮すること。</u> <u>* Revised Recommendations for entering enclosed spaces aboard ships, adopted by the Organization by resolution A.1050(27)参照</u></p>
<p>5 記録 招集を行った日、船体放棄の操練及び防火操練の詳細、他の救命設備の操練並びに船上訓練は、主管庁の定める航海日誌に記録する。定められた期間に招集、操練又は訓練が十分に行われなかった場合には、その事情及び行った招集、操練又は訓練の程度について記録する。</p>	<p>5 記録 招集を行った日、船体放棄の操練、防火操練、<u>閉鎖区域の進入及び救助操練の詳細</u>、他の救命設備の操練並びに船上訓練は、主管庁の定める航海日誌に記録する。定められた期間に招集、操練又は訓練が十分に行われなかった場合には、その事情及び行った招集、操練又は訓練の程度について記録する。</p>